

第20回

大野郡5町2村合併協議会

会議録

第 20 回大野郡 5 町 2 村合併協議会議事録

| | |
|-------------|---|
| 開催日時 | 平成16年8月12日(木)午後1時30分 ~ 午後3時30分 |
| 開催場所 | 三重町中央公民館 体育室 |
| 出席者 | 別紙 |
| 経過報告 議 事 | (経過報告) 協議事項 < 継続協議 > 協議第 61 号 病院・診療所の取扱いについて 「協定項目第 35 号」 協議第 69 号 新市建設計画(案)について 「協定項目第 11 号」 協議第 71 号 地域審議会等の取扱いについて 「協定項目第 10 号」 協議第 74 号 一部事務組合取扱い(その3)について 「協定項目第 15-3 号」 その他 今後のスケジュールについて |
| 議 長 | 大野郡5町2村合併協議会 会長 芦 刈 幸 雄 |

会 議 次 第

1. 開会あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 開催地町長あいさつ
4. 経過報告
5. 議事録署名人の指名について
() ()
6. 議事

協議事項

< 継続協議 >

| | | |
|----------|---------------------|----------------|
| 協議第 61 号 | 病院・診療所の取扱いについて | 「協定項目第 35 号」 |
| 協議第 69 号 | 新市建設計画（案）について | 「協定項目第 11 号」 |
| 協議第 71 号 | 地域審議会等の取扱いについて | 「協定項目第 10 号」 |
| 協議第 74 号 | 一部事務組合取扱い（その 3）について | 「協定項目第 15-3 号」 |

その他

今後のスケジュールについて

7. 閉会あいさつ

第20回大野郡5町2村合併協議会出席者名簿（平成16年8月12日開催）

| 町村名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|-----|------------------|---------|------|
| 三重町 | 三重町長 | 芦刈 幸雄 | 会長 |
| | 三重町議会議長 | 生野 照雄 | |
| | 三重町新市まちづくり委員会委員長 | 小野 幸義 | |
| 清川村 | 清川村長 | 森 健一 | 監事 |
| | 清川村議会議長 | 江藤 秀明 | |
| | 清川村新市まちづくり委員会委員長 | 衛藤 康晴 | |
| 緒方町 | 緒方町長 | 山中 博 | 副会長 |
| | 緒方町議会議長 | 伊藤 憲義 | |
| | 緒方町新市まちづくり委員会委員長 | 大塚 尊俊 | |
| 朝地町 | 朝地町長 | 羽田野 昭太郎 | |
| | 朝地町議会議長 | 浅野 益美 | |
| | 朝地町新市まちづくり委員会委員長 | 森 憲一 | |
| 大野町 | 大野町長 | 佐伯 和光 | |
| | 大野町議会議長 | 清田 満作 | 監事 |
| | 大野町新市まちづくり委員会委員長 | 大野 晃達 | |
| 千歳村 | 千歳村長 | 阿南 宏 | |
| | 千歳村議会議長 | 高野 健治 | 副会長 |
| | 千歳村新市まちづくり委員会委員長 | 宮成 三生 | |
| 犬飼町 | 犬飼町長 | 山村 昭三 | |
| | 犬飼町議会議長代理（副議長） | 足立 秀彰 | |
| | 犬飼町新市まちづくり委員会委員長 | 佐藤 忠憲 | |
| 大分県 | 大野地方振興局長 | 林 満男 | |
| 事務局 | 局長 | 赤嶺 信武 | |
| | 次長 | 倉原 浩志 | |
| | | 田北 厚生 | 総務班 |
| | | 江藤 喜啓 | 企画部会 |
| | | 和田 裕之 | 産業部会 |
| | 局員 | 佐保 正幸 | 総務部会 |
| | | 後藤 将彰 | |
| | | 清水 康士 | 企画部会 |
| | | 衛藤 成史 | 文教部会 |
| | | 佐藤 浩 | |
| | | 内田 健児 | 民生部会 |
| | | 関谷 隆一 | |
| | | 衛藤 恒範 | 産業部会 |
| | 首藤 英治 | 総務班 | |

赤嶺事務局長

それではただ今より第 20 回大野郡 5 町 2 村合併協議会を開催させていただきます。開会にあたりまして協議会規約第 10 条第 1 項によりまして、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。本日は犬飼町の若松議長が不在で、代理と致しまして足立副議長が出席をされております。ご報告を申し上げます。それでは早速会議に入らせていただきたいと思います。開会のあいさつを副会長の千歳村議会議長の高野議長にお願いを致します。

高野副会長（千歳村議会議長）

皆さん、こんにちは。毎日暑い日が続いておりますが、皆様方におかれましては、日夜 5 町 2 村合併協議会につきましての努力を感謝しながら、第 20 回の大野郡 5 町 2 村合併協議会をただ今より開催致します。よろしくお願い申し上げます。

赤嶺事務局長

ありがとうございました。続きまして、会長あいさつを芦刈会長よりお願いします。

芦刈会長（三重町長）

はい、皆さん、こんにちは。本日は第 20 回の大野郡 5 町 2 村合併協議会の開催を致しましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。これまで第 19 回の協議会までに 71 案件のうち 67 案件の協議決定をいただいたところであります。本日は 7 月 22 日第 19 回の協議会で継続協議となっております 4 案件につきましてご協議をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

赤嶺事務局長

ありがとうございました。本日のこの会場は三重町職員の方々のご協力を頂きまして準備することができました。事務局からもお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。それでは引き続きまして、事務局より経過報告を致します。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。7 月 22 日木曜日に第 19 回の協議会を行っております。協議第 60 号、協議第 68 号の協議確認をいただいたところであります。協議第 61 号、協議第 69 号、協議第 71 号、協議第 74 号につきましては本日協議をいただくことになっております。7 月 28 日第 5 回新市行政組織および機構の検討委員会を行っております。7 月 29 日第 6 回新市行政組織および機構の検討委員会を行っております。8 月 5 日第 20 回の幹事会を行っております。8 月 10 日第 6 回公立医療施設総合検討専門委員会を開催しております。8 月 11 日第 7 回新市行政組織および機構検討委員会を行っております。本日は第 20 回の協議会ということになります。以上で経過の報告を終わります。

次第の 5 以降につきましては協議会規約第 10 条第 2 項により会長が議長を務めることとなっております。会長よりよろしくお願いを致します。

芦刈会長（三重町長）

はい、これ以降につきましては私の方で議事の進行をさせていただきますので、議事の進行にご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最初に議事録署名人の指名についてですが、森清川村長さんと伊藤緒方町議会議長さんのお二方にお願いを致します。お二方よりよろしくお願い申し上げます。

それでは早速議事に入らせていただきますが、協議と致しまして継続協議となっております協議第 61 号病院・診療所の取扱いについてです。この案件につきましては前回の第 19 回協議会で専門委員会の最終報告を待って協議をするということで確認をいただいておりますので、本日の協議会でも継続協議とさせていただきますと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。はい、それでは協議第 61 号につきましては継続協議とさせていただきます。よろしくお願いいたします。はい、緒方の長さん。

山中委員（緒方町長）

病院・診療所の取扱いについてただ今、継続協議ということになりましたけれども、これを否定

するわけではありません。こういうことにわが町もそう致しますけれども、ただ前回、私が申し上げたように、病院・診療所の取扱いについての提案の文面では、検討専門委員会で合併までに調整するということになっておりますが、本質的にはこの文章というのは、合併までに調整という、こういう方法論で良いのかということをおいておると思います。

その専門委員会の検討結果が皆さん方の判断に影響する効果が大であるので、この専門委員会の検討結果が終了ののち、その最終報告を待って、皆さん方が判断をしていくということで、われわれもそういう状況は理解しております。

ただここで申し上げたいのは、先般検討委員会の中間報告が出ました。この中間報告に特に私どもはこの場で触れられる経緯はなかったわけではあります、この中間報告の論点整理の中で、地域医療あるいは小児医療、救急医療、保険・福祉を含む包括医療の充実に努めるべきであるという提言がなされています。さらに3点目に独立採算である民間医療機関の経営理念を踏まえ、さらに経営の独立性を高めるといふように文章化されたわけですが、実は私ども何十年もこの病院経営に携わってきた者としては、この地域医療あるいは包括医療について、これが民間の経営形態あるいは独立採算を基本とした経営形態に馴染むのかという疑問を提さざるをえないというわけであり、本質的には救急医療です。皆さん方は電話をすれば救急車がサッと来て救急病院まで運んでくれます。その後かなり重大な病気であればおがた病院からタダで運んでくれるわけです。タダであるということは何でタダなのか。それはやはり行政が医療機関をやっているからです。

これは独立採算でやれるという分野とはいささか訳が違います。さらに今、小児救急医療がこの地域あるいはこの診療圏で取りざたされておりますけれども、やはり輪番制を作って小児科医をおこうとしたのは公立病院であります。こういう観点から考えれば、どうもこの文章に私どもは矛盾を感じるわけであり、

さらに三重町を中心として夜間休日急患センターをおいております。これは緒方町と朝地町が入っていないわけではあります、これの交付税が700万であります。これに各町村が独自の負担で2700万ほど毎年出しておるわけであり、見えないところで費用負担をやっています。いつもは気がつかないのですけれども、いざ事にあたったときにそういう意識をもう一回見ていただかないと、考えていただかないとこういう公立病院の存在が忘れられていきます。あるいは漠然として経営だけをいわれるようなことになりかねないということに、私どもは大きな危惧を持っておるわけであり、

また、私どもの病院は年間総予算二十数億であります。22億か23億の予算を抱えるわけであり、これはわれわれの一般会計の約半分を占めるわけであり、この病院が一旦傾き始めたら、緒方町としてはどうしようもならないわけであり、それだけにですね、過去何十年も慎重に経営あるいは徹底した経営を内部で議論しながらやってきたわけであり、それらの実績、それらの数値を踏まえて専門委員会の中でも結論を出していただいて、あるいは早めにこれは期限があることであります。というのは病院も病院機能評価というのが公に行われております。全国の病院が機能評価を受けながら医療点数をきちんと定めています。これも専門家が入って1年、2年かかり、費用も何百万もかけてやるわけ、それから普通は経営診断も数千万の費用がかかって専門家が入ってくるわけであり、これを専門家ですら、そういう形態で経営を論ずるわけであり、そういう意味で、私は今の専門委員会にその能力があるのかという疑問を持っておる次第であります。

芦刈会長（三重町長）

はい、今、山中緒方町長から中間報告を受けて意見が出されました。その他意見を承りたいと思っております。三重町の生野議長さん。

生野委員（三重町議会議長）

はい、私が専門委員会の委員として5町2村の議長の代表で出席をさせていただいております。今、山中町長さんがおっしゃられたことも、やはり地元緒方町にとりましては大事なことであろうと思っておりますし、長年にわたりましておがた病院を運営してきたことへの努力に対しては敬意を表しておるところでございます。

私どもは委員として、それは素人でございますけれども、今は緒方の病院であるかもしれませんが、やはり5町2村の新市の病院として、どうであるかということを実際に論議を致しておるところでございます。やはり採算が取れる、そしてまた民間医療機関であり、経営理念を踏まえ

た経営の独立性を高めるといふ文言を入れさせていただいたわけですが、私どもはこれを少し柔めに入れた表現をしたと思っております。

それというのもやはり大分合同にも地域医療のあり方ということで載ってございましたけれども、3億円、毎年赤字を垂れ流すというようなことが当初言われておったということもひとつにはあるのかなと思っております。専門委員会と致しまして、新市の病院としてやはり長く存続できるような状況ができるように、私どもは真剣に論議をしております。

芦刈会長（三重町長）

はい、その他。緒方の山中町長さん。

山中委員（緒方町長）

やはり毎年二十何億の予算を組むわけですから、そういう3億円の赤字を垂れ流しにするという印象を持たれる。これはこの数値というのは、非常に分かりづらいかと思っておりますが、減価償却費あるいは病院があるがゆえの交付税の算定基準。これらを相殺すれば私は決して一般会計から難しくされるものではないと思っております。ただ病院本体は建物が新しいがゆえに減価償却が大きいです。平成16年度の病院のために国からの財政措置は特別交付税を合わせて1億4136万2000円が来ます。このうちから病院に対する繰り出しは6256万8000円です。一般会計の中で7800万円残っているということでありまして。これは緒方町と病院が繰り出し基準を話し合ったことなのです。

繰り出し基準というのは、公営企業法の中で14ぐらい項目があります。14ぐらいの項目の中で、緒方町はわずか3項目しか採用しなかったのです。これは基準としてはかなり厳しいものですが、これは緒方町の考え方であって、新市になれば、これらの繰り出し基準というのは、再度新市と病院で話し合わなくてはならないとわれわれは思っております。ただ緒方町としてはこれ以上のものは出さないぞという姿勢で今までやってきました。

今後15年間、平成20年度に償還が一番大きくなるわけですから。このときに1億9144万6000円が一般会計から病院の方に繰り出しをします。そのときですら2億1868万9000円の交付税が現時点で算定されるわけでありまして。ですから2700万円分の一般会計の中に留保されるわけですから。

緒方町は今まで病院があるがゆえにいろんな事業をやってきました。これらの交付税の一般会計の留保分です。いぶん事業してきたつもりであります。この中には当然病院の新規の医療施設やあるいは病院の民間医療でやらないものもこの中で充当しなさいという国の指導もありますけれども、緒方町は厳しくてそういうことに今まで一銭も使ってこなかったということですので、新市ではぜひこの中間報告にありますように経営の独立性、現在のおがた病院の経営の独立性を高めて、新市と対等に話をして経営の合理化なり、自分たちで合理化しなくてはなりません、今後の地域医療を作っていくっていただきたいと、こういう考え方があります。

芦刈会長（三重町長）

中間報告を受けましてのご意見ということで賜っておきたいと思っております。

それでは続きまして、協議第69号新市建設計画（案）についてを議題と致します。この案件につきましては、大分県との本協議が終了していますので、修正案は協議結果についてということで資料も出されていますので、事務局の方から説明を致します。

江藤（事務局 企画部会）

江藤でございます。それでは私の方からご説明申し上げたいと思っております。

資料の4ページをお開きいただきたいと思っております。A4縦長でございますけれども、今、会長がお話しましたように、大野地方振興局の事前協議が終了しまして、県庁との本協議も終了しました。その結果を4ページから5ページに記載をさせていただいております。専門的な用語の使いまわし、または言い回しというようなことで、ほぼ指摘の通りに修正をしたいというふうに考えております。一番右の方に合併協の修正の方向性ということで対応を掲げております。ご覧になっていただきたいと思っております。

4ページ一番下の段の31ページの分の同和対策の部分につきましては、県の修正の指摘がございましたけれども、以下のように修正をしたいというようなことで、合併協としてはそのように修正をしたいと考えております。

5ページをお開きいただきたいと思っております。5ページにつきましてもほぼ指摘の通りに修正をす

るようにしたいと思います。ただ中段の生涯スポーツとレクリエーションの振興でございますが、県の指摘はレクリエーションは生涯スポーツの一分野であるから項目を分けずに記載しなさいということでございますけれども、これも既に委員さんにご案内のように、本まちづくり計画は自然志向のレクリエーションを取り上げております。大野郡5町2村豊後大野市には、数多くのそうしたレクリエーション施設が存在します。こうしたネットワークについて触れております。従って、本文のままです承を願いたいというようなことで回答致しております。

そして下から6段目の28番の県警本部の指摘でございます。防犯対策の確立は本文で記述をしておりますが、主な施策・事業の中で、事業名を記入してくださいというようなことでございますけれども、現段階で固有の事業名がまだ確定しておりません。従いまして、本文の記述です承願いたいというふうなことでございます。

下から4段が網かけをしておりますけれども、大野地方振興局の事前協議の追加分ということで4件新たに指摘がございました。従いまして、この項目すべて4ページ、5ページを合わせて修正をしたいと考えております。この修正が終わりますとすべての修正が終わりますして、原案から成案に計画が変わってくるということで、できれば次回の協議会に成案として、新市まちづくり計画の計画書としてお出ししたいと考えております。以上でございます。

芦刈会長（三重町長）

はい、県との協議を受けまして、ただ今、事務局の方から説明を申し上げましたが、説明の内容について何かご質問がございますでしょうか。はい、事務局の方から補足の説明があります。

倉原事務局次長

事務局次長倉原であります。今の説明にちょっと1点だけ補足があります。4ページ、5ページに修正の方向性ということで出しておりますが、これをご承認いただければ最終の形で一度県の方に提出致しまして、再度県の承認を受けた形で、次回の協議会に成案という形でお出ししたいというふうな考えております。以上です。

芦刈会長（三重町長）

はい、説明についての質問等がございますでしょうか。よろしいですか。はい、それではこの協議第69号新市建設計画につきましては、先ほど事務局の方から本日ご確認をいただければ、次回成案として計画書を提出したいということでございますが、本日ご確認をいただきますでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、それでは今、説明を致しました原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手全員であります。決定をさせていただきます。ありがとうございました。

赤嶺事務局長

本日、確認いただきましてありがとうございます。

この協議確認を持って最終の協議確認という位置付けであります。成案はあくまでも文言の修正を少し加えまして、最終的に報告をさせていただくという位置付けでありますので、ご確認をお願いします。

芦刈会長（三重町長）

そういうことで最終という確認をさせていただきますが、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

それでは続きまして、協議第71号地域審議会等の取扱いについてを議題と致します。協議を始めさせていただきたいと思っております。このことにつきましては、前回の協議会で大野町さん、緒方町さんの方からさらに検討を重ねたいという意見がございまして、継続協議となっております。それではまず大野町さんの方からご意見を伺いたいと思っております。よろしくをお願いします。

佐伯委員（大野町長）

大野町であります。うちの方で継続中に議会、まちづくり委員会で検討を致しました結果につきましてご報告を申し上げます。

この5町2村の合併は自治体の規模拡大によりまして地方分権の受け皿として、行政能力の向上

や行財政基盤の強化を図ろうとするものでありますが、そのために住民にとって行政が遠い存在になったり、あるいは周辺地域が取り残されたり、あるいは地域の個性が失われることがあってはならないと考えております。

地域審議会は、合併によって住民の意見が新市の施策に反映されるひとつだという意味で設置されるものであります。この地域審議会は、主に市長の諮問に意見を述べる、また必要に応じて開催をすることとなっていますが、住民の主体的なものということではなく、受動的な機関となることが心配されます。これに対しまして地域自治区は、市町村事務を分掌する事務所、地域住民で構成する地域協議会を置くこととなっており、住民自治の強化、住民と行政との協働の推進を目的とされるものであります。

この地域自治区の出てきた背景といいますのは、昨年11月の第27次地方制度調査会の中で、この合併となる基礎自治体の中で、住民自治をより充実させなくてはならないという観点から出されております。基礎自治体には、その事務を適切かつ効率的に処理するとともに、住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点が重要である。また住民と行政が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を十分に発揮する仕組みを作っていくことも、これからの基礎自治体に求められる重要な機能のひとつである。

こういうふうに住民と行政との連携を作る仕組み作りということで新しくこの地域自治組織というものが打ち出されてきたわけでありまして、それに基づきまして、地域自治区あるいは特例区というものが出てきたわけでございますので、せっかくこのようなものが出てきた趣旨といいますか、そういうものがわれわれの合併の町村間においても当てはまるわけでありまして、非常に重要な問題であると思っております。

そういうことで先ほど修正点が可決されましたが、この5町2村の新市建設計画の中におきましても、市民が参加する協働・共創のまちづくりということで行政のみでは限界があり、地域の伝統や風習の伝承はもちろんのこと、市民の全面的な協力・参加が不可欠です。よって今後のまちづくりは民間と行政の役割分担・責任分担のシステムを確立していくことが必要ですということで明確に述べられています。だからこのことと自治区に向けて検討していくということは合致するのだという観点から、本町におきましては、地域審議会一本で検討されておりますけれども、議会におきまして、新市において地域審議会または地域自治区を合併関係市町村の区域ごとに設置することについて、合併協議会で決定をするようにということで、そのような立場からしっかりこのことについて地域自治区自治組織の出されてきた法的な背景、あるいは現状を踏まえてしっかりこの中で論議をするべきであるという意見をいただいているところでございます。

芦刈会長（三重町長）

はい、続きまして、緒方町さんの方からご意見を伺いたいと思います。

伊藤委員（緒方町議会議長）

緒方町の伊藤でございます。基本的には今の野野町の町長さんの発言と同一意見でありますけれども、地域審議会あるいは地域自治区そのものは中身的には同じものであるというふうに理解しておりますけれども、これまで培ってきたそれぞれの地域での事業あるいは知恵が新市においても活かされていくといったことが、地区の中では必要ではないかという意味合いが含まれるのではないかとこの意見もございました。

それぞれの地域の知恵と工夫が活かされる形の自治区も考えてほしいという意見がありました。緒方町的には地域審議会を作って、そののちに自治区も作れるというお話でありますので、その方向でも良いのではないかとこの意見もございまして、なかなかどちらが良いのかということも、われわれは判断しかねるわけでありまして、自治区と審議会とを併せてもう少し検討したらどうかという意見が多ございましたので、そのことを発言させていただきます。以上です。

芦刈会長（三重町長）

はい、それではここで順次ちょっとご意見を伺いたいと思いますが、三重町さんから。

生野委員（三重町議会議長）

三重町は、地域審議会はこの原案の通りでございますということを報告をしておきます。

芦刈会長（三重町長）

はい、清川村さん。

森 委員（清川村長）

地域審議会は原案通りでお願いしたいということでもあります。協議事項につきましては、若干2点、3点と要望を入れておりますけれども、できれば要望通りにやってほしいと思います。できればであります。

芦刈会長（三重町長）

続きまして、朝地町。

森 委員（朝地町新市まちづくり委員長）

朝地町も地域審議会で良いのではないかとことごとございます。総合支所方式を採用する本地域では、地域審議を設置することで地域自治区と同等の役割を果たせるのではないだろうかということごとございます。原案に賛成でございます。

芦刈会長（三重町長）

はい、それでは次に千歳村さん。

宮成委員（千歳村新市まちづくり委員長）

千歳村も原案通り地域審議会で良いのではないかとことです。

芦刈会長（三重町長）

はい、続きまして、犬飼町さん。

佐藤委員（犬飼町新市まちづくり委員長）

犬飼町も原案通りで良いということごとございます。先般も申し上げましたが、協議書につきまして修正の意見がございました。

まずは第3条の設置期間ですが、これは新市建設計画の期間が10年となっております。そのためにこれを10年とした方が適当ではないかという意見がございまして。また前々回に修正の意見を述べさせていただいた通り、第8条第2項に、ただし会長が必要と認めればこれ以外にも開催できるものとするということ修正していただければありがたいと思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい、ありがとうございました。ただ今、各町村からご意見を伺いましたが、その中で提案をされております協議書の内容についての意見や地域自治区の方が適当ではないかというようなご意見もございました。議論を深める意味で、これまでの意見を踏まえまして、まず地域審議会の協議書の改正のポイントをまとめたいと思っております。事務局の方で整理をする時間が必要でございまして、ここで暫時休憩を致しますので2時20分くらいまで休憩をさせていただきます。

（休憩）

芦刈会長（三重町長）

それでは協議を再開致します。事務局、資料の配布をお願いいたします。資料の配布が終わりましたので、事務局の方から改正のポイントの説明をお願いします。事務局お願いします。

江藤（事務局 企画部会）

それでは私の方から協議書改正のポイントにつきましてご説明申し上げたいと思っております。この改正のポイントにつきましては、これまで各町村でまちづくり委員会または議会特別委員会等で寄せられたものにつきまして、事務局としても事前に情報収集してまいりましたし、そのことを町村長会でもご確認をいただきながらポイントを整理させていただきました。

まず1点目が第2条の関係でございまして審議会の名称でございましてけれども、「審議会」という

イメージは、専ら審議のみをする組織のようにとらえられるということで、現在の「まちづくり委員会」と同様に新しい市になっても、この地域審議会を「まちづくり委員会」という名称にしながら、まちづくり全般について意見を述べ、行動するイメージの名称に変更してはどうかといったこととあります。

2点目が第3条関係の設置期間でありますけれども、現在5年としておりますけれども、これを上限の10年とするということで、これによりまして、任期2年との整合性が保つことができるということとございます。

3点目に第4条関係の所掌事務であります。ここが一番大きなポイントになるかと思いますが、1項と2項に分けて、まず1項として諮問機関として審議する事項を整理する。2項に意見を述べるができる事項に分けるということとあります。特に2項には、1号で「住民連携」2号で「まちづくりへの意見」を盛り込み、「協働・住民参加」ということを明確に打ち出したいということとあります。

4点目が第5条関係の組織でございますが、現在委員数15人以内を20人以内と増員をするということとともに、市議会議員の委員さんを対象から外す。特に市議会議員さんは市政に影響が強いということで、住民の主体的運営ということにならないだろうということとございます。

5点目には第8条の関係の会議関係です。ここも多く意見が出されました。今、2回というようなこととございますけれども、回数制限を撤廃するというふうなこととございます。

6点目には協議補足の削除でございますけれども、これは豊後大野市という名称が決まりましたので、削除するというようなこととございます。この6本柱で協議書の改正をしてはどうかというポイントでございます。以上です。説明を終わります。

芦刈会長（三重町長）

はい、ただ今、改正のポイントの説明を申し上げましたが、新しい市「豊後大野市」で、住民との協働を図る組織として十分であるかということで、各町村のご意見を伺いたいと思います。最初に犬飼町さんの方からご意見を伺いたいと思います。

山村委員（犬飼町長）

犬飼町から修正の提案を申し上げましたが、ただ今、事務局から説明されました協議書改正のポイントということで大体良いと思います。所掌事務の件で諮問の分と地域から具申するもの、地域で協議をし、本庁の方にこういうことをお願いしたいというような部分が出てくるものというようにも考えられます。5番目の会議では、一応犬飼町が述べた改正点等も含まれていると思いますので、これで良いと考えます。以上です。

芦刈会長（三重町長）

はい、犬飼町さんの方からは、この改正のポイントで良いですというようなご意見でした。続きまして、千歳村さん、お願いします。

宮成委員（千歳村新市まちづくり委員長）

千歳と致しましても、この改正案で良いとは思いますが、一応持ち帰ってまちづくり委員で協議をもう一度したいと思いますが、よろしく願いをしたいと思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい、この改正のポイントで良いというご意見でございますが、まちづくり委員会等で協議をさせていただきたいという意見でございます。続きまして、大野町さん。

佐伯委員（大野町長）

うちの方は改正の協議書というよりも、この審議会と協議会とですね、自治区の中には協議会を持つのですが、先ほど言いましたように27次地方制度調査会では、非常に住民との連携が重要だと述べておりますけれども、実際に新しい自治法の202条の7では変わっております。ここで審議会と協議会の違いは、ただ1項に市町村の事務処理にあたって、区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項というのが、審議会と違う項目になっております。そこでこの自治区における地域協議会の機能とは、住民との連携の強化に関する事項というものをこの審議会ですべて取り扱うことができるのかどうかということ。これを法的に実際に担保できるのかどうかということとあ

ります。これを確認できておればお尋ねしたいと思います。それともう1つですね、この自治区となれば地域協議会の事務局をこの自治区の中に置くのですけれども、この審議会となった場合に総合支所の中に審議会（名前はまちづくり委員会ということにしようかとするもの）の事務局を置くことができるのかどうかという点につきまして、ちょっと確認ができていればお答えいただきたいと思います。

芦刈会長（三重町長）

大野町長さんから大きな2点について質問が出ましたが、事務局、お答えができればよろしくお願いします。

江藤（事務局 企画部会）

それでは前段のご質問につきましてお答え申し上げたいと思います。今、大野町長さんが言われましたように、今回、改正された法律の中で地域協議会の権限という項目が第202条の7に記載をされています。その1項の3号の中に、市町村の事務処理にあたっての地域自治区の区域内に住所を有する者と連携の強化に関する事項というようなことでございます。従いまして、地域協議会は法律上こういうふうにと与えられているが、地域審議会においてどうなのかということが、大野町長さんのご質問であろうと思います。それでこの地域審議会または地域協議会（自治区の中の地域協議会）の2つは前回の協議会の場でもお話ししましたように、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、新市の付属機関という位置付けがあります。従いまして、付属機関でございますので、新市で条例を作ると。そして条例を作った場合について、その位置付けの役割分担等を記載します。それについては、当然、新市の中で条例事項として考える部分でありますから、今、大野町長さんがお答えをされましたように、いわゆる自治法に載っておる部分についての精神をそのまま引き継ぐような文面を条例で記載をすれば、これは十分ではないかと思えます。そういうふうなことは法的には何ら問題はないというふうにも考えております。

そして2点目の所掌する事務は具体的にどのようなのかということでございますけれども、これにつきましては、前々回の協議会での協議書（大変不十分なもので申し訳ありません）でも所掌事務はどこが扱うのかということで、支所の地域振興担当課が扱いますよというふうにしております。現在、組織機構の検討委員会で具体的な名称等または事務作業等につきましては、検討しておりますけれども、ここの分野において担当させたらどうかというふうに現在考えております。この協議書が決まった暁には、その組織機構の検討委員会の中で、その事務処理がその組織に反映されると考えているところであります。以上、よろしく願いいたします。

芦刈会長（三重町長）

はい、今、質問に対してのお答えをさせていただきましたが、大野町長さんどうぞ。

佐伯委員（大野町長）

今、説明で分かりましたが、もう1つこの審議会で諮問機関として審議する事項と意見を述べることができる事項と分けることになっておりますが、この諮問を受けてということは、新市の市長から受けるということになるかと思えますが、意見を述べるすることができる事項という、この取扱いと申しますか、これは必要に応じて開くことができるということになっておりますが、この意見を述べるすることができる事項についての取扱いと申しますか、それはどのような形で反映をされていくというふうに想定をされているのか、それを説明いただきたいと思えます。

芦刈会長（三重町長）

ただ今のことについて事務局お願いします。

江藤（事務局 企画部会）

今のポイントでご説明しましたように、諮問する部分と意見を述べる部分を明確に区別するということとでございます。大野町長さんから意見を述べる部分については、どういうふうなことを想定しているのかというようなこととでございます。これにつきましては、まちづくり全般に対する意見というようなことで盛り込んでどうかというふうにポイントとして記載させていただいております。

例えば、これはあくまでも事務局の案でございますので、具体的には今後、特に専門部会等で詰めていかななくてはならないと思っております。ずっと郡内はございましたけれども、今、町政モニターさんという組織が残っているのは、緒方町しかございません。従いまして、まちづくりに対するいろんな部分の意見をここから声を吸い上げて、それを新しい市に活かしていこうというようなことが十分考えられると思われまして、特に昔からそれぞれの地域にある伝統・文化といったものを継承する意味で、そこに住む地域の皆さんが真剣になって議論し、それを市なり何なりに訴えていくということがなければ、やはりなかなかそうしたものが市政に反映できないのではなからうかと思っております。

そういう意味で地域の伝統・文化を守るということも必要であろうと、そうした意味ではボランティア精神でありながら、地域の住民の方が真剣に議論し、市に対する意見を口にするというふうなことが大切だろうと考えております。具体的な部分については、今後の詰めになるというふうに思います。この段階で私が申し上げ過ぎてもちょっと影響があろうと思っておりますので、今のところ、考えられる段階でのお答えをさせていただきたいと思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい、事務局からのそういうお答えでございますが、大野町さん、よろしゅうございますか。はい、続きまして、朝地町さんのご意見を伺いたしたいと思います。

森 委員（朝地町新市まちづくり委員長）

先ほど、地域審議会の設置で良いということでもございましたけれども、まちづくり委員会で協議書の内容を確認しなければ、なかなかはっきりした意見集約をするのは難しいのではないかとということで、早急に協議書の提出をということでしたが、本日、示されましたので、一応これを持ち帰りまして、まちづくり委員会で検討してみたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

芦刈会長（三重町長）

はい、朝地町さんからは持ち帰って検討したいということでございます。緒方町さんから意見を伺いたしたいと思います。

伊藤委員（緒方町議会議長）

私どももこういった改正意見が出ましたので、持ち帰り協議をしたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

芦刈会長（三重町長）

続きまして、清川村さん。

衛藤委員（清川村新市まちづくり委員長）

持ち帰って協議をしなくてはなりません。ただちょっと意見を申し上げたいのですけれども、10年というのはどうなのかと。私は協議をしていませんけれども、長いと思えます。それから開催の議会の定例会4回と決まっていますが、数がないというのも、常識的に判断しろということでしょうか。それから議員の皆さんの仕事の範ちゅうに足を突っ込むとなると、議会の権威の問題が出てくるのではないかとこのことを考えます。

私どもはやっぱり昭和の合併で、旧村ごとに何とかかんとか言って、長いこと引っ張って、場合によっては地域振興の足かせになったようなことを経験しております。そういったことにならないように早く一体化するという意味で、10年というのはちょっと長いというような感じが致します。いずれにしても、持ち帰って協議したいと思います。

芦刈会長（三重町長）

はい、今の10年というのは長いのではなからうか、あるいは回数に制限がないということはいかなるものかということでございましたけれども、事務局からこのことについての考え方があれば。

江藤（事務局 企画部会）

10年につきましては、大体、他の合併協議会でも10年でございます。前々回もお話しましたよ

うに、5年から10年くらいというふうなことで、この根拠は新市建設計画の期間が10年であるから、それに合わせた設定が適当ですよというふうなことでございますので、5年から10年にさせていただきますというところでございます。

今、衛藤委員さんのおっしゃられた5番目の会議の回数制限を撤廃したといった問題でございます。これにつきましては、3番目の所掌事務にかかわり合いが十分あると思います。やはり新しい市から諮問をすることについては、これは当然数の制限といいますか、当然等しくして、例えば年に多くても2回、3回くらいはあるということはあるだろうと思います。ただし自主的に委員さんが寄って、今度のふるさと祭りにはこうした地域の出し物を持ってこようやという部分が仮にあるとすると、それを制限すべきものではないということで、自主的な部分でございます。そういう意味で制限を設けないということにしました。

従いまして、市からそれを諮問しますので、答申をお願いしますといった部分は必ずや出てくると思います。ただし、それ以外に自主的な部分というのは出ますので、自主的な部分に制限は設けませんといったことでありますので、諮問の審議をする部分には、等しく今の5町2村の部分を、地域については、何回というのは当然いろんな回数、同じ回数でやっていただくというふうなことになろうというふうに思います。

芦刈会長（三重町長）

はい、続きまして、三重町さん。

小野委員（三重町新市まちづくり委員長）

三重町は2条の審議会をまちづくり委員会とする名称の変更は非常に軟らかくなって、皆さんの意見を出しやすい委員会になるのかなと思います。10年の任期につきましては、私も長いのではないかと思ったわけですが、清川村さんのことで良いと思います。それから5条の市議会議員を退けるということは、確かにそれぞれの委員会に決定機関を持つ議会が入っても、非常に難しいということになりはしないかなという感じが致しますので、これは結構だと思ひまして、この改正案に賛成です。

芦刈会長（三重町長）

はい、事務局。

江藤（事務局 企画部会）

1点補足をさせていただきたいと思います。先ほどの清川村の衛藤委員さんへの私の答弁に非常に関連をするのですけれども、そうした市から諮問する部分と自主的開催の部分とで、この報酬の問題が出てくると思います。今後も議論ということでございますけれども、それでは何十回開催しても報酬を出すのかといったことになろうとも思います。ただ、ここは協働や住民参加という、いわゆる住民の方々の自主的な参加ということと呼びかけをして、そうしたまちづくりを目指しましょうということでございますので、ある程度のボランティア精神を持っていただきながら、その辺については今、有償である無償であるというふうな話はできませんけれども、そういう方向での議論というのは、当然すべきであろうと思っておりますので、ぜひそうした事業につきまして、またいろんなお考えを出していただければと思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい、ただ今、いろんなご意見をいただきました。そんな中、千歳村さん、朝地町さん、緒方町さん、清川村さんからはこれを持ち帰って協議をさせていただきたいということでございますので、このことにつきましては、継続協議ということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。はい、どうぞ、大野の議長さん。

清田委員（大野町議会議長）

せっかく取りまとめをいただいているのに申し訳ありません。大野町の議会の状況と私個人の考えを少し申し上げさせていただきたいと思います。地域審議会の協議の修正の案でございますけれども、これはこれで私も検討したいと思います。それから5町2村の動向も十分に考慮しながら、検討していきたいということも今、申し上げさせていただきたいと思います。継続の方向でお願い

申し上げたいという趣旨でございます。

しかしながら、ちょっと失礼ないい方ですけども、表紙色が問題ではないと思うのです。中身の問題であって、その中身の住民の立場ということが、今後、大きなウエイトを占めてくるのではないかなと思っております。新しい出発をするわけでありまして、私は住民にとっては、これは最後のとりでに等しいのではないかなと、行政参加という機会です。より住民に軸足を置いたというところを考えたときには、今回が極めて大きな転換期になると私は思っておりますし、うちの議会もそういう状況でございます。だから地域自治区のあり方についても十分お持ち帰りの中で再度検討していただければ良いと思います。その方向にしてくれというわけではございません。この件についてこのような論議がされましたことの意義の大きさをここで確認をすれば良いことであります。仮に当初の少ない方針の通り審議会の捉えで推移をしていたならば、住民の主体性やまちづくりを含めた行政参加は、私は型通りのものに終わった恐れがあったのではないかなという感もないわけではございません。

行政サイドで割りリードしていくことも大事でありますけれども、先に延ばすより最大の転換期でありますから、やはり住民を主体として行政サービスが低下をしない、低下を避ける意味合いからも、より住民側に軸足を置いた方法が大事ではないかなとそういうふうに思います。本協議で提案されるまでの経緯や説明、論議等では、この状況があまり明らかではなかったのではないかなと、私はそういうふうに思っております。

住民の主体性といわれますけれども、私はこのことが一番大事であって、その捉えの中で協議書の改正のポイント等で今、協議をされたということは、一定の評価をするわけでありましてけれども、気持ちとしては、地域自治区の方が、私たちは住民として政治にかかわれる、また、まちづくりにかかわっていけるということで、自らの手でこの地域を作っていけるということが反映をされるのではないかなと思います。基本的なものはまた大野町の議会もとらえておりますし、そこ辺も踏まえて、持ち帰りの中で検討を加えていただければ、ありがたいと思っております。うまくまとめられませんけれども、今、言いますように5町2村の動向ということで、この方向についても私たちも検討していくことを約束しながら、継続とさせていただきたいと思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい、ありがとうございます。それではこの協議第71号地域審議会等の取扱いにつきましては、継続協議ということにさせていただきます。次回の協議会が8月23日の予定でございますが、ぜひ次回の協議会に確認をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

続きまして、協議第74号一部事務組合の取扱い（その3）についてを議題と致します。このことにつきましては、まず朝地町さんの方からご意見を伺いたいと思っております。お願いします。

羽田野委員（朝地町長）

朝地の羽田野であります。前回、ここに協定がありまして3項目ありますが、原案で良いというふうに思っておったわけですが、その中で三重町さんの方から事務委託という言葉が出てきましたので、これについてはどうかなという反論をさせていただきました。

それはやはり消防というのは、その地域の首長が本当に一生懸命になって生命、財産を守るとかの立場に立つべきだという観点の中から、そういう話をさせてもらったわけでありまして。特にこの広域消防の場合、私のところと緒方町さんが竹田直入と2市5町で広域消防を組織致しております。従って、この協議会の中で、例えば事務委託ということだけを持っていきますと、相手があることですから相手と十分協議をしないかなと思います。私どもはやはり緒方町さんと十分協議をしないかんといいことの中で、ここにありますように合併までに調整するということでもありますから、それまでに調整をさせていただければというふうに思っておったわけでありまして。そこにたがをはめられたという形であったものですから、私としては反論させていただいたのであります。従って、今後は緒方町と私のところの関係町村の竹田直入郡と一緒に、このことについてはどうすべきか、特にこの合併によって朝地町と緒方町のそういう生命と財産を守るひとつの機能が低下しないかと。

今のままだったら現状あるいは現状維持になることが望んでいるということが基本でありますから、それが担保をされれば私どもとしては、それは事務委託でも良いし、一部事務組合でも良いわけですから、そこら辺は関係町村で協議をさせていただければありがたいと思っております。

先ほども言いましたように、基本は生命、財産を守るということは、その市長が行うべきだと

というのが私の持論でありますし、当分の間については、今のままでいけばということの中での議論をさせていただくようお願い申し上げます、また三重町さんにもそういう方向でご理解願えればありがたいと思っております。

従って、原案でここにあります協定の1、2、3項目の中の特に2項目の朝地町、緒方町については、竹田市、直入郡3町による新市と共同処理する方向で合併までに調整をするということで良いのではないかなというふうに思っておりますので、そういうことでご議論していただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

芦刈会長（三重町長）

はい、朝地町さんからは原案に賛成ということを含めてご意見が出されました。三重町さんからは前回、原案に賛成の立場からということで意見が出されましたが、三重町さんお願いします。

生野委員（三重町議会議長）

一部事務組合の取扱い（その3）であります。常備消防については現在、緒方町さん、朝地町さんが竹田直入と一部事務組合を構成しております。ただ今、朝地の町長さんが言われていますように、これが合併によりどうなるかということで、住民サービスが低下するのではないかと、地域の皆さんの中に不安に思われている方もたくさんいらっしゃると思います。

そういう意味で前回の私の発言では、説明不足の部分があったと思いますので、今回改めて趣旨の説明をさせていただきたいと思っております。そもそも消防および救急は地域住民の生命と財産を守るという意味で、自治体の根幹となる業務であります。町長さんも言われておりましたが、今回の合併協議の中でこの消防や救急に係る住民サービスを低下させることがあってはならないことも当然のことです。ただ今回の協定項目での共同処理が、県が推進する消防の広域再編を視野に入れた経過措置であることや消防組合議会等の経費削減の観点からあえて一部事務組合を組織するまでもなく、行政による協議組織を作れば十分ではなかろうかなと考えております。その協議組織の中で、業務のあり方や広域再編に向けて協議ができるのではないかとという前提で発言を致しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい、前回、犬飼町さんも継続ということで持ち帰って協議をさせていただきたいということでございましたので、犬飼町さんから意見を伺いたいと思っております。

安達委員（犬飼町議会副議長）

前回、本町はもう少し研究したいということでございましたので、継続協議にさせていただきました。協議の結果、現時点では、消防広域再編等詳細な報告が明確になっていないことから、最終的には原案の共同処理する方向ということで意見がまとまりました。なお、共同処理する方向については緒方町、朝地町の意見を尊重するようにという意見がありました。そういうことを報告して原案の通り賛成します。以上です。

芦刈会長（三重町長）

はい、清川村さん、意見がありますか。

森 委員（清川村長）

原案に賛成ですが、朝地町長さんが言われたように共同処理をするにしても、やはり緒方町と朝地町につきましても協議の段階で十分詰めていただきたいと思います。原案に賛成します。

芦刈会長（三重町長）

はい、緒方町さん。

伊藤委員（緒方町議会議長）

原案に賛成の表明ですが、今、清川の村長さん、朝地の町長さんからお話がありましたように、2町が意見の相違があるといけないわけでありまして、朝地町さんとさらに煮詰めていきたいというふうに思います。

ちょっと事務局にお尋ねなのですけれども、これまで消防署管内でどういうふうな話し合いがなされたのか。例えば一部事務組合を解散するという形になると、この処理方法はどのようにされるのかということ協議された範囲で結構です。それから臼杵、野津部分この部分についても協議をされたと思いますが、協議をされた分かる範囲でお教えをいただければ、大変ありがたいと思います。

芦刈会長（三重町長）

はい、協議をされた範囲で、お答えができる範囲でということでございますので、事務局お願いします。

佐保（事務局 総務部会）

事務局総務部会の佐保と申します。よろしく申し上げます。ただ今、緒方町の伊藤委員さんのご質問でありますけれども、まず臼杵の方との協議でございますけれども、共同処理をするということについては確認をしております。その内容につきましては、事務委託を5町2村で受けるということであり、大体その方向でございます。

ただ竹田市につきましてはこの間、共同処理をする方向で議論をしまいましたが、一部事務組合それから事務委託の部分で、協議に時間がかかってまいりました。ただご議論にも出ましたように一部事務組合と事務委託の部分でやはりその中身というものに違いというものがございますから、その最終的な局面については、まだ事務局同士で深い議論はしておりません。ただ住民サービスが下がる点で、今後もその方法を決定した上で、例えば事務委託であればそういうふうな協議の機関があります。そういったものを設ける必要があります。

さらには広域再編というものが前提でございますから、その中でそれに向けての検討委員会といったものも立ち上げていかななくてはならないというふうなことを協議しているのが現在の状況であります。以上でございます。

芦刈会長（三重町長）

はい、伊藤議長さん、どうぞ。

伊藤委員（緒方町議会議長）

分かりました。私ども竹田広域の管内に属しておる2町が、将来にわたってサービス低下をしなければならないということ十分踏まえていただきたいと思いますと同時に、さらにまた事務委託をお願いするという形になりますと、やはり協定書なり契約書なりをきちっと整理をして、それに臨むような形をお願いをしたいと思います。

さらに両町のそれぞれの事務関係者とできればそれぞれの町村の意見を調整していただければ大変ありがたいと思います。お願いを申し上げます。

芦刈会長（三重町長）

はい、大野町さん、ご意見を伺いたしたいと思います。

清田委員（大野町議会議長）

協議第74号につきましては原案に賛成でございます。

芦刈会長（三重町長）

続きまして、千歳村さん。

宮成委員（千歳村新市まちづくり委員長）

千歳としましても原案に賛成であります。朝地町さん、緒方町さんの意向を十分反映できるように、また住民サービスが下がらないように、今後の協議を続けていただきたいと思いますという要望で賛成であります。

芦刈会長（三重町長）

はい、そのような意見や要望が出ましたが、原案に賛成の方が全町村のようでございますが、こ

ここで原案に賛成の方の挙手をお願いします。

はい、挙手全員であります。従いまして、協議第 74 号一部事務組合の取扱い（その 3）につきましては決定をさせていただきます。

ここで先ほどの協議第 71 号地域審議会の取扱いにつきまして、地域審議会の協議書の修正案をお帰りになるまでに皆様方に事務局の方から配布を致しますので、このことも参考にしながらまちづくり委員会、特別委員会等でご協議をいただきたいというふうに思っております。

はい、以上で継続協議となっております 4 項目の協議を終わりたいと思います。その他で今後のスケジュールについて事務局の方から説明を差し上げます。

赤嶺事務局長

はい、それではその他で今後のスケジュールについてご説明を申し上げたいと思います。資料 1 の 2 ページをご覧ください。

次回の第 21 回協議会は、8 月 23 日午後 1 時 30 分より清川村中央公民館で開催をさせていただきます。よろしく願いいたします。

その後の第 22 回以降それぞれここに予定ということで記載させてもらっておりますが、第 21 回協議会の状況によります。あくまで現段階での日程ということでご確認をいただきたいというふうに思っております。場合によっては、この協議会も開催できないという事態も発生するかもしれません。ただ期日が迫っておりますので、こういったスケジュールにのっとってできるだけ早急に協議項目を終了させたいというふうに考えております。どうかよろしくお願いを致します。

続きまして、6 ページであります。これまでの協議確認事項と協議中の協定項目ということで記載させてもらっておりますが、本日、協議中の協定項目 11 番の新市建設計画（案）と 15 番の一部事務組合等の取扱い（その 3）については協議確認終了ということになりますので、69 案件協議確認済みとなり、残るは 2 案件という形になるかと思います。

続きまして、7 ページをご覧くださいと思います。ここで 8 月の日程をお示ししております。特徴的なところで 8 月 24 日第 7 回公立医療施設総合検討専門委員会を予定しております。

続きまして、8 ページであります。ただ今、申し上げましたようにあくまでも今のところの予定ということでご確認をいただきたいというふうに思います。

9 月 2 日、9 月 10 日、9 月 22 日というふうになっております。状況によりましては、このスケジュール以外にも、例えば土曜、日曜に協議会を開催するという事態も発生することが予想されますので、今後、町村長連絡会と十分連携を取りながら、皆さんあてにご報告を申し上げていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを致します。

それからもう 1 点その他ということで、議事の中には入っておりませんが、ご報告をさせていただきたいというふうに思います。

協定項目第 4 号新市の事務所の位置ということで確認されておりますが、この協定項目の中で新庁舎の新市建設候補地について、小委員会を設置して検討することになっておりました。

今までその設置がなされておられません。従いまして、先般の町村長連絡会で小委員会を設置して協議をするという形になっております。

そのメンバーにつきましては、新市まちづくり委員さんを小委員会の委員さんをお願いして協議をいただくというふうに考えておりますので、大変ご苦勞をおかけすることになるかというふうに思いますが、どうぞよろしくお願いをしたいというふうに思います。事務局から以上です。

芦刈会長（三重町長）

はい、ただ今、その他の項で今後のスケジュールにつきまして説明を申し上げましたが、質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。はい、ありがとうございました。

はい、ただ今、本日の協議で継続協議となっております 1 項目につきましては、先ほども申し上げましたように 8 月 23 日予定の清川村での協議会でご協議をいただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員の皆様方には協議のご協力をいただいたことに対しまして感謝を申し上げ、議長の座を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

赤嶺事務局長

先ほど会長の方から提案がありました協議書の改正案につきましてお配りを致します。失礼しました。改正案ではなく修正案です。

それでは閉会のあいさつを副会長であります緒方町の山中町長によろしくお願いいたします。

山中委員（緒方町長）

お盆間近であります。大変お忙しい中をお集まりいただき大変恐縮でした。

以上を持ちまして第20回協議会を閉会します。どうもありがとうございました。

赤嶺事務局長

ありがとうございました。

この後まちづくり委員さんはちょっとお残りいただきたいと思います。

1階の畳の間までちょっとお集まりください。それから町村長連絡会を開催致しますので、同じく和室の方にお集まりください。よろしく願います。

失礼しました。町村長は2階の第3会議室ということでございます。

会 長

議事録署名人

清川村長

緒方町議会議長